

事務連絡
令和4年9月27日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^(※1)
^(※2)。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年9月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^(※2)。

今般、令和4年12月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、上記追加的支援を活用できることとしました。加えて、各施設内療養者に係る補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。

詳細を下記に示しますので、本事務連絡の内容について十分御了知の上、必要な対応並びに管内市区町村及び関係施設等に対する周知をお願いします。

なお、今般の追加的支援の対象拡大の期間延長は、高齢者施設等における支援体制を全国で確保するための対策であり、介護保険担当主管部局におかれては、引き続き、衛生主管部局とも協力の上、高齢者施設等に対する各種支援の充実を図られるようお願いいたします^(※3)。また、高齢者施設等の入所者等に対する新型コロナワクチンの接種について、これまでも可能な限りの早期の実施に御尽力いただいていたところ^(※4)ですが、引き続き、今後のワクチン接種に関する状況に応じて適切に対応いただくようお願いいたします。加えて、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進についても、今後とも、衛生主管部局と連携の上、

対応いただくようお願いします^(※5)。

記

1. 更なる追加的支援の対象拡大及び期間延長

- 従前より、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行うこととなった場合であって、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円の支援を行う補助制度（以下「通常補助制度」という。）を活用することができる（15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助）。
- これに加え、令和4年1月9日以降、まん延防止等重点措置区域等において、施設内療養者数が一定数を超える場合には、施設内療養者1名あたり更に1万円/日（通常補助制度とあわせて最大30万円）を追加補助する制度（以下「追加補助制度」という。）を活用できることとしている^(※1)。
また、令和4年4月8日から令和4年9月末日までは、まん延防止等重点措置区域等以外の区域においても、追加補助制度を活用できることとしている^(※2)。
- 今般、引き続き、令和4年12月末日まで、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、追加補助制度を活用できることとした。

2. 各施設内療養者に係る補助期間の考え方の一部見直し

- これまで、通常補助制度及び追加補助制度における補助期間については、発症日から起算して15日間を基本として、運用してきたところである。
- 今般、新型コロナウイルス感染症の患者の療養解除基準を踏まえ、令和4年10月1日以降に発症した施設内療養者に係る補助期間について、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間経過後も療養解除基準を満たさない場合は、当該基準を満たす日まで（最大15日間）とすることとした。
- なお、補助単価については、通常補助制度及び追加補助制度いずれも、施設内療養者1名あたり1万円/日との考え方は維持する。

なお、1. 及び2. いずれについても、詳細は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について」（令和4年9月27日老発0927第2号厚生労働省老健局長通知）により一部改正した「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

実施要綱」を参照いただきたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00257.html)



(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」

(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>



※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その2）」(令和4年7月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968038.pdf>



※3 「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」(令和4年7月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000961384.pdf>



※4 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（4回目接種）進捗状況の実態調査②の結果及び接種促進に向けた更なる取組について」（令和4年8月30日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982234.pdf>



※5 「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000988301.pdf>



以上